

草津市都市計画審議会 会議録

■日時：

令和8年8月26日（水） 午前10時00分～午前11時10分

■場所：

草津市立市民総合交流センター 3階 303会議室

■出席委員：

塚口委員、宮本委員、吉川委員、北村委員、井澤委員、福田委員、田中委員、
中島委員、横江委員、山本委員、藤井委員、森山委員、川北委員

■欠席委員：

井口委員

■事務局：

都市計画部	一浦部長、杉田理事、山岡総括副部長
都市計画課	山根課長、宇野課長補佐、菅野専門員、堯部主査、齋木主事
企業立地推進室	永原室長、中嶋係長
開発調整課	河原課長

■傍聴者：

0名

1. 開会

- 開会にあたって、一浦部長より挨拶

2. 協議

「草津市都市計画マスタープラン」及び「草津市立地適正化計画」の一部改定方針
について

●事務局

<資料1について説明>

○委員

- ・企業立地の取り組みの推進と令和10年度に区域区分の見直しが予定されているため改定をするとのことであるが、国がどのような補助金をどのような内容で出すのか、具体的に市の方で把握しているのか。

- ・高度利用区域を必要に応じて新たに位置付けるというのは、民間から要請があり応じるのか、市の方針で位置付けるのかどちらなのか。
- ・特定業務施設等誘導地区の制度は斜線制限なども緩和されていくのか。周りが住宅地だと日影になる心配があるのでは。

●事務局

- ・国から企業、産業の発展のための補助金のメニューの提示はない。都市計画マスタープランと連動させるため立地適正化計画も改定を行う予定であるが、立地適正化計画では、都市再生特別措置法の改正によりインキュベーション施設を特定業務施設等として位置付け、特定業務施設等誘導地区の都市計画決定をすれば国費を受け取ることが可能とされているため、その点は目指していきたい。
- ・高度利用区域については、本審議会も含めて改正の必要性の検討を進めていきたいと考えており、民間からの声があるから位置付ける性質のものではないと認識している。
- ・特定業務施設等は都市機能誘導区域の中に設定し、用途・容積率の緩和が可能となるものであるが、現時点の考えとしては、容積率の緩和を用途地域の制限を超えてまでする予定はなく、日影規制がさらに問題になることはないと考えている。

○委員

- ・改定背景の企業立地の取り組みの推進や区域区分の見直しは、既に計画としてあり、この機を利用してという理解で良いか。

●事務局

- ・そのとおりである。

○委員

- ・最近市街化区域編入した場所を居住誘導区域にする意図はなにか。

●事務局

- ・国の手引きでは市街化区域の中で居住誘導区域を設定し、災害等の可能性が高い場所は除くという条件があるが、市としては、市街化区域は基本的に居住誘導区域に位置付けていこうと考えている。

3. 報告

「草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準」の取扱規定の制定について

●事務局

＜資料2について説明＞

○委員

- ・市街化区域隣接型によって耕作放棄地は解消できるのか。解消できるような工夫も制度以外で用意される方がよいのではないか。

●事務局

- ・耕作放棄地・未利用地を利活用できるように市街化区域隣接型を新設したが、あくまでも開発を抑制すべき市街化調整区域であるため、面積の要件や道路の幅員要件は絞っている。4月より運用開始して既に窓口で相談も受けており、後背地の解消に繋がるような計画を立案されていると考えているため、一定の効果は出てくると考えている。今後運用する中で状況や課題を踏まえて耕作放棄地の解消に向けて今の基準の改正も含めて検討していきたい。

4. 閉会

- 閉会にあたって、杉田理事より挨拶

以上